

積層集住空間におけるプライバシーに関する研究

－既成市街地の建替集合住宅を対象として－

代表 宗本 順三（京都大学大学院工学研究科 教授）

委員 高田 光雄（京都大学大学院工学研究科助教授）

毛谷村英治（京都大学大学院工学研究科 助手）

吉田 哲（京都大学大学院）

豊田 裕崇（京都大学大学院）

井上 晋一（京都大学大学院）

研究報告要旨

既成市街地で隣接敷地に建つ建物の間には、冬至4時間日照を基準として広い隣棟間隔が可能であった郊外での集合住宅計画と異なり、離隔距離をとることによって視線によるプライバシー被害の回避は望めない。そのため近接学などで示された、近接が許容される距離の更に内側で建物が隣合わざるを得ない状態が生まれる。そうした状況では、離隔距離をとることによらないプライバシーコントロールの仕方が必要となる。本研究では既成市街地の非接地階の住戸間の視線によるプライバシーの被害意識について、情報の伝達・受容の側面から問題の所在を明らかにし、住宅計画の中で対処すべき被害意識についてその基本的枠組みを検討した。また、大阪府門真市、寝屋川市での木賃アパートの建替集合住宅とその周縁の居住者を対象とした調査をおこない、その枠組みを検証した。

調査結果からは以下のことがわかった。室内にいる居住者にとって、カーテン越しであっても外にいる人が実際に部屋の方角を見ているような「感じ」をもつことや、遮蔽物の背後の居住者自身の様子が少しでも外にいる人に実際に見えてしまうことは許容されない。逆に居住者が室内から外を見る場合、まわりの部屋の窓際に人がいないと判断すれば、カーテンなどの遮蔽装置であれば見ても構わないと感じる傾向がある。ここに見る側と見られる側の視線の許容度にギャップが生じていることがわかる。見る側が、見る対象となる住戸に誰も人がいないと判断しても、実際に人がいることは当然考えられ、これが見られる側にプライバシーの被害意識を発生させる一因となっていると考えられる。